

登別市請負工事監督要領

(目的)

第1条 この要領は、登別市が契約する請負工事（以下「工事」という。）の施工に際し、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、契約の適正な履行を確保するとともに、工事が円滑に進められるよう、監督業務を行う職員（以下「工事監督員」という。）の指定及び職務について定める。

(工事監督員の指定等)

第2条 登別市事務決裁規程に定める監督員の任命権者（以下「任命権者」という。）は、工事の請負契約ごとに工事監督員を指定するものとし、監督業務の遂行上必要な場合においては、複数の工事監督員を指定することができるものとする。

2 任命権者は、複数の工事監督員を指定する場合、その職務は工種による分担のほか、工事監督員の1名をその職務の総括、その他を担当として業務区分をし、指定を行うものとする。ただし、工事監督員が工事に関する法律に定められた資格を必要とする請負工事にあつては、法に定める有資格者をもって指定するものとする。この場合において複数の工事監督員を指定するときは、複数のうち1名以上を有資格者とする。

3 工事監督員は、工事の受渡しをもって解任される。

4 工事監督員任命権者は、工事監督員の変更を伴わない一時的な不在等の理由で、特に必要と認める場合は、工事監督員代理命令兼復命簿（別記様式第1号）により、当該工事監督員以外の職員に監督業務をさせることができる。この場合、代理業務の完了は工事監督員任命権者への復命をもって解任される。

(工事監督員の一般的職務)

第3条 工事監督員は、登別市契約事務規則及び登別市建設工事執行規則に定める監督業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 契約の履行についての受注者の現場代理人に対する必要な指示、承諾及び協議

(2) 契約図書に基づく工事の施工のために必要な図書等の交付及び受注者が作成した図書等の承諾

(3) 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の確認（段階確認）及び工事材料の試験又は検査の実施

(4) 工事の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認められる場合における措置に係る上申（理由を含む。）その他契約図書に基づく必要事項の報告

2 工事監督員は、請負契約の適正な履行を確保するために、契約図書を把握するものとする。

3 工事監督員は、監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げる行為をしてはならない。

4 工事監督員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約図書に基づく処理方法)

第4条 工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾（図書等を含む。）、協議、検査及び確認等について、工事施工協議簿（別記様式第2号）により適正に処理するものとする。

(施工計画書の受理)

第5条 工事監督員は、受注者から提出された施工計画書により、施工計画の内容を把握するも

のとし、施工計画の内容に変更が生じた場合についても同様とする。

(支給材料及び貸与品の検査、引渡し)

第6条 工事監督員は、契約図書に定められた支給材料及び貸与品について、その品名、数量、品質、規格又は性能を契約図書に基づき検査し、引渡しを行い、受注者から物品受領書（別記様式第3号）を徴し、契約担当者に報告しなければならない。

2 工事監督員は、前項の規定により引渡しを行った後、受注者より支給材料（貸与品）瑕疵発見通知書の提出があった場合は、契約担当者に報告しなければならない。

3 工事監督員は、工事が完成し（完成前にあつては支給材料の精算が行うことができる）、現場代理人から支給材料精算書（別記様式第4号）の提出があった場合は、その内容が事実と相違ないことを確認するものとする。

4 工事監督員は、工事の完成、変更又は解除によって支給材料（貸与品を含む。）の返還を受ける場合は、契約図書により指定された場所において、第1項の検査を行い、これを受領し、受注者から支給材料（貸与品）返納調書（別記様式第5号）を徴し、契約担当者に報告しなければならない。

(指定材料の確認)

第7条 工事監督員は、契約図書において、工事監督員の検査若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は工事監督員の立会いの上調査されたもの若しくは調査について見本の確認を受けるものと指定された材料については、品質、規格等の検査又は確認を行わなければならない。

(工事監督員の立会い)

第8条 工事監督員は、契約図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された事項については、立会願（別記様式第6号）により行うものとする。

(工事施工状況の確認)

第9条 工事監督員は、契約図書において段階確認後施工するものと指定された事項、現場代理人から段階確認願（別記様式第7号）により要請のあった事項及び工事監督員が特に必要と認める事項については、出来形、品質、規格、数量等の施工状況の確認を行うものとする。

(改造請求及び破壊による検査)

第10条 工事監督員は、工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合であつて、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行わなければならない。

2 工事監督員は、契約図書において工事監督員の検査、確認及び立会の指定をされたものうち、現場代理人がその義務を怠って施工した場合又は工事の施工部分が契約図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該工事の施工部分を破壊して検査するものとする。

(工程把握及び工事促進指示)

第11条 工事監督員は、現場代理人からの提出される工事工程表及び工事旬報による履行報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行うものとする。

(関連工事との調整)

第12条 工事監督員は、当該工事に関連する他の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、現場代理人に対し必要事項を指示するものとする。

(書類の整理)

第13条 工事監督員は、現場代理人より提出を受けた、若しくは自己が作成した工事施工協議簿のほか、地元対応の経緯及び関係機関との協議等について、その経過を明らかにし、整理しておかなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第14条 工事監督員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき又は主任技術者、監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等で、工事の施工若しくは管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、工事関係者変更上申書を契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

(条件等不一致に関する調査、確認)

第15条 工事監督員は、次の各号に掲げるものについて、現場代理人からその事実の確認を請求されたとき又は自らその事実を発見したときは、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の事情が生じたこと。

2 工事監督員は、前項の調査によりその事実を確認したときは当該調査の結果（措置が必要となるときは当該指示を含む。）を調査終了後14日以内に工事施工協議簿により現場代理人に通知しなければならない。

(設計図書の変更)

第16条 工事監督員は、前条の確認の結果、設計図書を変更する必要があると認められるときは、設計変更上申書を契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

2 工事監督員は、設計図書の変更に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行うものとする。

3 工事監督員は、受注者から承諾書が提出された場合は、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

(工事の一時中止)

第17条 工事監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、工事一時中止上申書（別記様式第8号）に一時中止の範囲、理由を付し、契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

2 工事監督員は、工事の一時中止に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行うものとする。

3 工事監督員は、受注者から承諾書が提出された場合は、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

(工期の延長請求)

第18条 工事監督員は、受注者から工期延長願及び工期変更請求書の提出があった場合は、工程状況及びその理由に関する調査を行い、工事遅延報告書を契約担当者に提出し、その指示を

受けるものとする。

(損害発生の調査及び報告)

第19条 工事監督員は、工事目的物等の損害について、現場代理人から報告を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、損害発生報告書を契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

2 第三者に及ぼした損害についても、前項の規定を適用するものとする。

(不可抗力による損害の調査及び報告)

第20条 工事監督員は、天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、現場代理人から損害発生通知書を受けた場合は、現場代理人の立会いの上、その原因、損害の状況等を調査し、その結果について発生損害確認書を作成し、発生損害確認報告書に添付して契約担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

(中間検査の要請)

第21条 工事監督員は、契約図書に定められたものの他、中間検査が必要と認められる場合は、中間検査要請書(別記様式第9号)を契約担当者に提出するものとする。

(部分使用)

第22条 工事監督員は、部分使用を行う必要がある場合は、部分使用上申書(別記様式第10号)を契約担当者に提出しなければならない。

2 工事監督員は、部分使用の必要があると認められるときは、受注者に対して部分使用に係る協議書(別記様式第11号)により協議しなければならない。

3 工事監督員は、受注者から部分使用承諾書(別記様式第12号)が提出された場合は、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

(現場発生品の処理)

第23条 工事監督員は、工事現場における発生品(残存物件、発生物件)について、現場代理人から現場発生品調書(別記様式第13号)の提出があったときは、規格及び数量等を確認し、その保管方法等について指示を行い、速やかに発生物品報告書(別記様式第14号)を契約担当者に提出するものとする。

(住民対応)

第24条 工事監督員は、住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、適切に対応しなければならない。

(関係機関との協議、調整)

第25条 工事監督員は、工事に関して、必要に応じて関係機関との協議、調整等を行い、それに伴う必要な措置を講ずるものとする。

(臨機の措置)

第26条 工事監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

2 工事監督員は、前項により受注者に対して請求を行った場合又は受注者から臨機の措置に関する通知があった場合は、臨機の措置報告書(別記様式第15号)を契約担当者に提出するものとする。

(事故等に対する措置)

第27条 工事監督員は、受注者から事故等の発生報告があったときは、受注者から労働災害等

発生報告書（別記様式第16号）を徴し、状況及び添付書類を確認した上、工事事務発生報告書（別記様式第17号）により速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（出来形部分等の確認及び報告）

第28条 工事監督員は、受注者から出来形部分等確認の請求があった場合は、当該請求に係る出来形部分等を確認し、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（完成届）

第29条 工事監督員は、受注者から工事完成通知書（指定部分に係る場合を含む。）の提出があったときは、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

（工事成績の評定）

第30条 工事監督員は、工事が完成したときは、登別市請負工事施行成績評定要領に基づき評定を行い、請負工事施行成績評定表を契約担当者に提出しなければならない。

（工事検査等の立会）

第31条 工事監督員は、工事検査等に当たり、検査員に立会を求められたときは、これに応じなければならない。

（工事関係書類等引渡し）

第32条 工事監督員は、工事完成受渡し後、工事関係書類等を整理し、担当グループ総括主幹等に引渡さなければならない。

附 則（平成20年4月1日市長決裁）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月7日市長決裁）

この要領は、平成28年7月7日から施行する。

様式 略